

## 規制・行政手続上負担と感じていることについて

団体名： 全国商工会連合会

## I. 負担を感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について

No	1. 具体的な規制・行政手続	2. 規制・行政手続の詳細、具体的に負担と感じている内容	根拠法令等
(1) 事業開始時の手続	① 労働保険、社会保険に関する手続き	<p>事業開始の際、</p> <p>①『保険関係成立届』を所轄の労働基準監督署に、</p> <p>②『雇用保険適用事業所設置届』を所轄の公共職業安定所に、</p> <p>③『健康保険・厚生年金保険新規適用届』を管轄の年金事務所に</p> <p>提出することとなっており、それぞれの窓口に出向いて届け出ることとなっているため、事業者にとって負担である。</p> <p>また、『保険関係成立届』と『雇用保険適用事業所設置届』は、記載内容が重複しており二度手間になっている。</p>	
	② 税務に関する手続き	<p>事業開始の際、</p> <p><b>【個人事業主の場合】</b></p> <p>①『個人事業の開業・廃業等届出書』を所轄税務署に、</p> <p>②『事業開始等申告書』を地方自治体の税務所に提出することとなっており、それぞれの窓口に出向いて届け出ることとなっていることに加え、記載内容も重複しているところが多く、手間がかかる。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <p>『法人設立届出書』については、一部の自治体では国税と統一様式となっているが、依然として国税と地方税で異なる届出書になっているところもあり、手間がかかる。</p> <p>また、届け出先がそれぞれの窓口となっていることや、添付書類についても統一化されておらず、事業者にとって負担である。</p>	

(2)事業継続時の手続	①			
	②			
(3)事業拡大時の手続	①	労働保険、社会保険に関する手続き	従業員を新規雇用した場合、 ①雇用保険の取得手続：『雇用保険被保険者資格取得届』は公共職業安定所に、 ②社会保険の取得手続：『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』は年金事務所に 届け出ることとなっており、従業員を1名雇うだけで、 出先機関の違いにより二度手間となっている。	
	②			
(4)事業活動終了／承継時の手続	①			
	②			

(次頁に続く)

## II. その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて

### 「行政手続きの簡素化」に関するアンケート調査結果

2016年10月期の景気動向調査の付帯調査として実施した。

- 調査期間 2016年10月25日～11月10日
- 調査対象 商工会の経営指導員
- 回答商工会数 159商工会
- 回答方法 WEBアンケート（選択記入方式、一部記述）

#### 1. 中小・小規模事業者が負担を感じている行政手続き項目（複数回答可）

<回答数 635>

負担を感じている行政手続き項目	回答数
①補助金や助成金の申請等に関する手続き	117
②社会保険（労働保険、厚生年金、健康保険）に関する手続き	102
③税務申告に関する手続き（事業開始、電子申請、納付、書類保存等）	90
④労務に関する手続き（就業規則、36協定等）	85
⑤会社の登記に関する手続き（設立、役員選任、定款変更等）	75
⑥飲食店、建設、運輸業等の営業許可に関する手続き	52
⑦知的財産に関する手続き（出願、審査等）	45
⑧公共入札に関する手続き	36
⑨外国人雇用（技能実習生含む）に関する手続き（在留資格等）	31

#### 2. 負担を感じている内容（複数回答可）

<回答数 548>

負担を感じている内容	回答数
①申請書類の記入が多い、分かりにくく煩雑	123
②添付書類が多い（書類作成や収集に手間がかかる、用途不明の書類の要求等）	116
③手続きに要する時間が長い、所要時間が不明	72
④手続き方法が分かりにくい（相談窓口の不足、サポート対策が不十分等）	67
⑤手続きが不透明（審査基準が分かりにくい、部署・担当者ごとに基準が異なる）	59
⑥複数の行政機関・部門から類似の書類を要求される	47
⑦手数料・更新料が高い	38
⑧オンラインでの資料提出・様式の取り寄せができない	23

### 3. 負担を感じている行政手続き項目と内容（1. と2. のクロス集計）

#### （1）補助金・助成金の申請等手続き

負担を感じている内容	回答数
①申請書類の記入が多い、分かりにくく煩雑	103 (22.2%)
②添付書類が多い(書類作成や収集に手間がかかる、用途不明の書類の要求等)	96 (20.7%)
③手続きに要する時間が長い、所要時間が不明	61 (13.1%)

#### <主なコメント>

- 補助金や助成金について PR チラシなどで説明がなされているが、とても分かりにくく、事業者として利用できるか否かの判断が容易に出来ないものもあるため、補助金・助成金について一元化された窓口を設置してほしい。
- 公募要領のページが多すぎるものがある。申請受付期間が短かったり、事業実施期間が短かったりして、使いづらいものもある。
- 採択・不採択の尺度が不透明。

#### （2）社会保険に関する手続き

負担を感じている内容	回答数
①申請書類の記入が多い、分かりにくく煩雑	89 (21.9%)
②添付書類が多い(書類作成や収集に手間がかかる、用途不明の書類の要求等)	83 (20.4%)
③手続きに要する時間が長い、所要時間が不明	55 (13.5%)

#### <主なコメント>

- 提出書類の内容を分かりやすく簡素化をお願いしたい。
- 労働保険の分野では、商工会は労働保険事務組合として、事業主からの委託を受けて事務処理をしているが、社会保険についても事務組合の仕組みを導入することによりワンストップ対応が可能となるので、小規模事業者の負担は軽減される。
- 労働保険の請求用紙など OCR 読み取りの書類については、pdf ではなく word や excel など入力できるものをダウンロードできるようにしてほしい。
- 労働保険に関して、必要確認書類は担当者によって求められる書類が異なることがあり、必要添付書類のマニュアルが労働保険事務組合にすらないため、非常にわかりづらい。イ

インターネット上で公式的に開示してほしい。

- 社会保険手続等は、記入事項が多いために漏れが多くなっている。
- 労働保険関係書類の様式を A4 版に統一してほしい（保険関係成立届は A4 版より 10 センチほど長い。しかも、労働保険事務組合の適用促進事業の申請時に添付する保険関係成立届の写しは A4 版に縮小しなければならない。また、賃金等報告書は B4 版になっている）。
- 書類によって電話番号等が右詰めだったり、左詰めだったりしているため統一してほしい。

### （3）税務申告に関する手続き

負担を感じている内容	回答数
①申請書類の記入が多い、分かりにくく煩雑	82 (21.8%)
②添付書類が多い（書類作成や収集に手間がかかる、用途不明の書類の要求等）	76 (20.2%)
③手続き方法が分かりにくい（相談窓口の不足、サポート対策が不十分等）	51 (13.5%)

#### <主なコメント>

- 電子申告申請の問い合わせが多く、もう少し高齢者でも理解できるようなシステムにしてほしい。
- 開業の際の手続き書類は、青色申告に関係する書類を含めると数多く提出する必要があるため、提出漏れにつながる可能性がある。提出期限内に終了させるためには、1枚で済ませることができれば提出漏れの恐れがなくなる。

### （4）労務に関する手続き

負担を感じている内容	回答数
①申請書類の記入が多い、分かりにくく煩雑	75 (21.2%)
②添付書類が多い（書類作成や収集に手間がかかる、用途不明の書類の要求等）	70 (19.8%)
③手続きに要する時間が長い、所要時間が不明	47 (13.3%)

#### <主なコメント>

- 労働保険事務の手続きをするためには、労働基準監督署及び公共職業安定所へ個別に成立させる必要があり、管轄区域が違うため、移動だけでも半日近くかかってしまう。

- 労働保険の適用事業所にかかる手続き（保険関係成立届と雇用保険適用事業所設置届）に関して、記載内容が同じような書類をそれぞれ作成する必要があり二度手間になっている。

#### (5) その他

##### <主なコメント>

- 法務局の支所（窓口）が廃止になったため、印鑑証明を取得するにも遠くに行かなければならなくなった。また、出先機関の統合により出向くのにさえ時間が取られてしまう。
- 事業主が高齢化していることもあって、手続きが複雑であればあるほど、面倒になってやらない傾向にあるため、簡素化できる部分に関しては極力簡素化してほしい。
- 税務申告関係書類や社会保険関係の書類の取り寄せはインターネット上で可能となっているが、小規模事業者の中にはインターネット環境を有しない事業者も少なくなく、具体的に何が必要なのかわからず困っているケースがある。
- 建設業の変更届などで貸借対照表・損益計算書を規定の用紙に記載しているが、税務署等に提出する決算報告書の添付で代用してほしい。
- 営業許可書類の様式に変更があり、すぐに旧様式を受け付けなくなることがあるため、再度作成しなければならないことが起きている。どの様式が最新なのか分からない。
- 特許申請に関して、類似のものの調査に時間がかかるため、すぐに次の対応の取ることができない。知的財産権に関しては、費用負担が重い。

## (別紙) 商工会の組織について

■ 商工会は、商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）に基づき設立された特別認可法人

■ 商工会とは（平成28年4月1日現在）

○ 地域で事業活動を行う商工業者の集まり  
（会員組織率58.0%）

○ 地域に密着した唯一の総合経済団体

■ 商工会の役割

○ 小規模事業者への経営支援（経営相談・金融・  
税務・情報化・労務等）

・ 経営支援実績：経営相談数288万件/年

・ 経営指導員1人当たり会員数：200事業者

〃 経営相談数：701件/年

うち巡回相談数：397件/年

（※平成27年度実績）

○ コミュニティビジネス等地域活性化の取組み

会員 82.0万

他に青年部員 45,774人

女性部員 95,770人

市町村商工会 1,661

職員総数 10,392人（1商工会6.3人）

うち経営指導員 4,104人

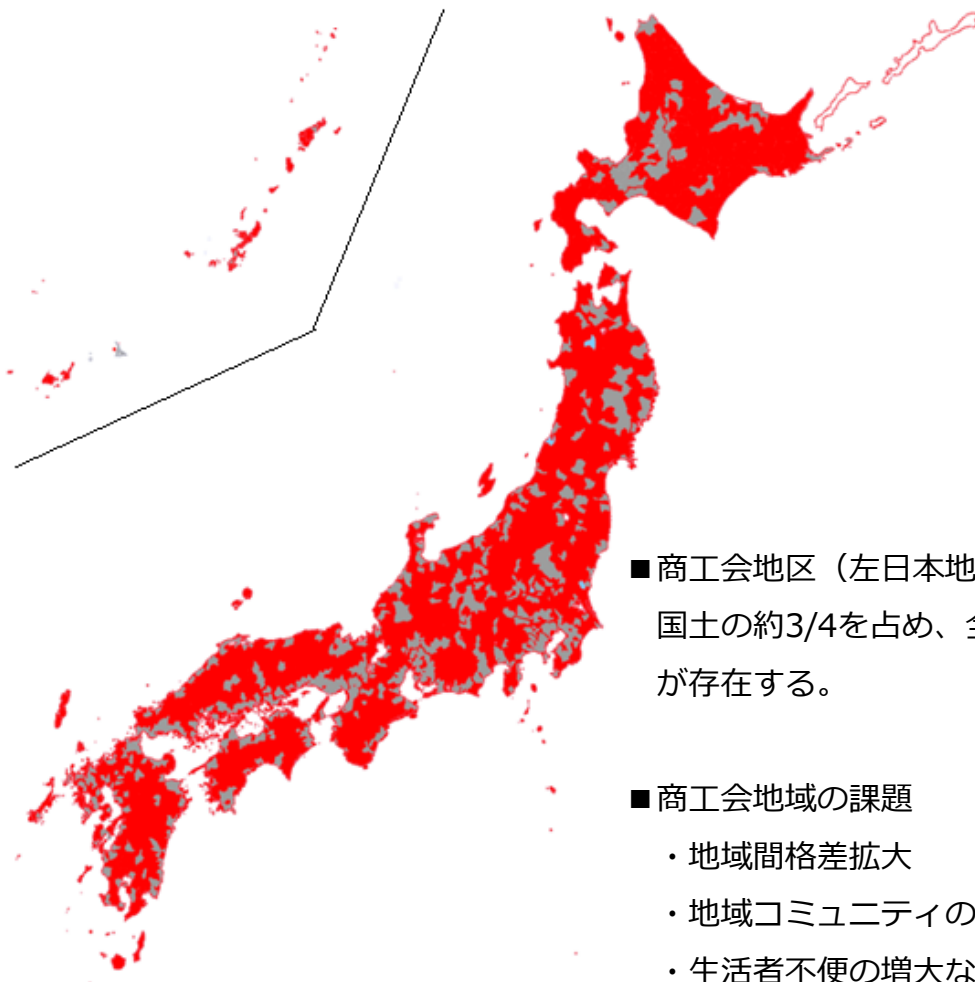
都道府県商工会連合会 47

職員総数 1,180人（1県連25.1人）

うち専門経営指導員等 402人

全国商工会連合会

職員総数 42人



■ 商工会地区（左日本地図の濃い部分）は、国土の約3/4を占め、全商工業者の約1/3が存在する。

■ 商工会地域の課題

- ・ 地域間格差拡大
- ・ 地域コミュニティの弱体化
- ・ 生活者不便の増大など